

(名称)

第1条 本会は名称を、「智のシンポジウム組織委員会 (The Committee of Chi no Symposium)」という

(事務局)

第2条 この会は、事務所を下記に置く  
〒192-0362  
東京都八王子市松木69-4-305  
TEL.FAX 042-674-6832

(目的)

第3条 この会は、「智のシンポジウム」を主催する機関であり、組織的に運営することを主務とする  
2. その他前項に関連する事項

(事業)

第4条 この会は、以下の事業を行う  
1) 「智のシンポジウム」の開催  
2) 論文集の発行  
3) 前項2)のCDの発行  
4) その他、この会の精神を実現するために必要な事業

(構成)

第5条 この会は、組織委員によって構成される  
2. この会は委嘱を受諾した者のみが委員となる  
3. 定足数(組織委員、事務局委員の合計)は、25名以内とする

(役職)

第6条 この会は、代表者としての委員長職あるいは幹事職を設けない

(会議)

第7条 この会は、委員会の会議を年間3回開催する  
2. 議案に関する議決は定足数の過半数以上とする  
3. プログラム編成会議は、委員会の議を経て別途に開催する  
4. この会は、会議の全てを「議事要録」として作成し、活動記録として保存する  
なお、プログラム編成会議においては、「覚書」とする

(運営)

第8条 この会は、開催される会議の都度「座長」を互選して決定する  
2. 文書の発行は、議案を議した当該会議の「座長」名で発行する

(会費)

第9条 この会は、構成員である委員から、「委員会費」を徴収する  
2. 「委員会費」は、5000円/1口以上(1年あたり)とする

(会計収支)

第10条 この会は、資産を下記に定める

- 1) 委員会費
  - 2) 「智のシンポジウム」参加費
  - 3) 第4条に定める事業収入
  - 4) 寄付
  - 5) その他
2. 会計年度は、以下のとおりとする
- 1) 単年度収支決算とする
  - 2) 当該する4月1日から翌年3月31日まで
3. 委員会で選出された監査委員による監査を行い、その結果を全構成員に公開する

(規則の変更)

第11条 この会の規則を変更する提起が構成員からなされた場合は、合議の上、定足数の過半数をもって変更する

(解散)

第12条 この会は、活動の休止、或いは会を解散する場合、合議の上、定足数の過半数以上の賛成によって休止または解散する

(補則)

第13条 この会は、上記に定める規則以外の必要事項を議案として議論する場合、その都度、会の議を得て処理する

(規則運営の精神)

第14条 本規則の適用にあたり、規則を遵守しながらも、本会の自由な雰囲気を尊重し、本会の結成精神を損なわないような柔軟な運用を心がけるものとする

(付則)

1. この規則は、2014年5月31日をもって発効する